

「県新型コロナウイルス緊急特別対策」への対応について

リスク管理室会議

福島県から「県新型コロナウイルス緊急特別対策」が出され、各学校における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が要請されました。つきましては、本校においても **5月31日までの期間**、感染防止対策として下記の事項を実施・徹底します。

1. 授業、実験、実習等における感染防止対策の徹底について

- 学生・教職員は常時マスクを着用してください。
- 学生・教職員は、実験・実習等の前後には必ず手指の消毒を行うとともに、器具等の消毒も徹底してください。
- 体調不良の学生・教職員は、授業等には出席しない対応を徹底してください。
- 教室および実験室の窓と扉を常時開放し、換気を行ってください。
- 常時換気が困難な実験・実習においては、45分程度に一度、窓と扉を2分程度開放して換気を行ってください。

2. 卒業研究・特別研究等における感染防止対策の徹底について

- 卒業研究・特別研究にあたっては、上記1の対策を徹底してください。
- 平日の卒業研究・特別研究は原則として18時までに終了してください。
- 土曜日・日曜日の活動は1日4時間以内とし、午前または午後に集中的に実施してください。（活動中は食事をはじめとした飲食を控えてください。）

3. 課外活動等について

- 原則として、すべての課外活動を控えてください。
- ただし、高体連関連の公式試合に参加予定の部においては、試合の7日前からの活動を認めます。（活動を開始する場合、事前に学生委員会に届け出てください。）
- 4コンに関連する部においては、重要な期日の7日前からの活動を認めます。（活動を開始する場合、事前に学生委員会に届け出てください。）
- すべての活動は学校内で行うことを基本とし、他校との接触を避けてください。
- 活動にあたっては、競技ごとに策定されている感染防止対策を徹底してください。

4. 「緊急事態宣言」対象地域等への往来について

- 学生・教職員とも、県境をまたぐ往来及び感染拡大地域への不要不急の往来を控えてください。
- 学生は、就職活動・大学編入学受験等のために「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」対象地域へ往来する場合、保護者の同意を得たうえで、必ず学級担任に報告してください。なお、戻った後は健康管理を徹底してください。（4月1日付け「就職活動やインターンシップ等への参加の考え方」に準ずる。）
- 教職員は、「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」対象地域への往来を控えてください。やむを得ず当該地域へ往来する場合、事前に人事係にご連絡ください。